

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録（４）（令和２年４定）			
日 時	令和2年12月14日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時56分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、中村（吉宏）副委員長、横尾・高橋（龍）・松岩・ 須貝・中村（誠吾）・高野・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 （水道局長、病院局小樽市立病院事務・医療業務担当両部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が横尾委員に、高木委員が松岩委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、小貫委員が高野委員に、山田委員が須貝委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎介護事業の経営状況について

まず、介護事業所の休廃業・解散等についてであります。

日本共産党の発行するしんぶん赤旗で、民間調査会社の株式会社東京商工リサーチが12月3日に、2020年の介護事業の倒産件数が12月2日時点で112件に達し、2017年と2019年の年間111件を上回り、介護保険法の施行以降最多を更新したと発表しておりました。休廃業・解散も過去最多となる見通しで、倒産と合わせて初めて600件を超える可能性が高まったとしています。

そして、介護事業の倒産件数は2016年以降5年連続で100件を超える記録を示していますと。新型コロナウイルス感染症の第3波が襲来する中で、追加支援や2021年度の介護報酬の改定状況によっては倒産や休廃業、解散がさらに加速する可能性が出たと報道されておりました。

そこでまずお聞きしますが、新型コロナウイルス感染症の関連で、小樽市内での倒産、あるいは休廃業・解散する介護保険事業所は把握されているのでしょうか。把握されていればその件数や理由について説明していただきたいと思います。

○（医療保険）次長

小樽市におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによる廃業については確認されておりません。

○川畑委員

小樽市内ではそれはなかったということですね。

けれども、私がいろいろと聞いた中では、介護保険事業所の経営状況が相当悪化しているという話も聞いています。その辺について把握されていればお聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）次長

介護保険事業所の経営状況についてという観点で調査をしているわけではございませんけれども、介護報酬の推移などを確認しておりますと、実際に、やはり緊急事態宣言あたりに急激な収益の低下があった事業所もあるやに聞いておりますが、新型コロナウイルス感染症が安定してきた時期に向けて利用者が戻ってきましたというような確認もしております、そのような感じで確認しております。

○川畑委員

介護保険事業所では、訪問介護が中心になってくるのだらうと思うのですが、どうしてもなかなか表に出られないとか、通所介護が利用できないという場合には、やはり訪問介護が中心になると思いますので、今後とも推移を確認していただきたいと思います。

◎公の施設の指定管理者の指定について

次の質問に移ります。

議案第16号から議案第22号についての話ですが、公の施設の指定管理者については、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例で必要な事項が決められていると思います。それで、議案第16号から議案第20号及び議案第22号については、この期間が5年とされておりました。ただ、私が気になったのは、議案第21号で小樽市夜間急病センターの指定期間がこれまで2年間だったと思うのですが、今回の提案では1年に変更されていますけれども、何か特別な事情があったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの指定管理の期間でございますけれども、こちらは小樽市医師会からの申出がありまして、1年にさせていただいたということになります。背景といたしましては、令和6年度から医師の働き方改革を国を挙げて検討しておられますけれども、その中で6年度から医師の働き方改革として、労働時間をできるだけ短縮するという方向で完全適用ということになりますので、その動きを見据えて夜間急病センターの医療体制といいますか、それを医師会としても考えていきたいということがありまして、1年にさせていただいたところでございます。

○川畑委員

夜間急病センターの医師の配置は今どのような状況になっているのか、もし分かればお聞かせいただけますか。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの配置につきましては、午後6時から午後9時までを俗に準夜と言われておりますが、これは開業医・勤務医の市内医師が中心となって当番を組んで行っております。

午後9時以降から翌朝の7時または翌朝が日曜日の場合は9時までになりますけれども、そこにつきましては基本的には市外の、札幌の大学の医局からの派遣を受けて運営しているところでございます。

○川畑委員

今、報告を受けた中では、要するに午後6時から午後9時までは市内の医師にお願いしていると、これは医師会を通じてのことだと思います。

それで、午後9時以降から翌日の午前7時くらいまでは大学の医局から医師派遣によって対処をされていると。そういうことなわけで、この小樽市夜間急病センターは、地域医療を守る上でも重要な施設だと思っています。特に夜間に子供や高齢者などが急に具合が悪くなった場合、やはりどうしても必要な施設だと思っています。ですから、引き続きその医師を確保されるように対処願いたいと思うので、その辺についてもぜひ強力的にお願いしたいと思います。

○高野委員

◎高齢者世帯への紙おむつ用のごみ袋の支給について

まず、高齢者世帯への紙おむつ用のごみ袋の支給についてお伺いしたいと思います。

このごみ処理手数料の減免というのは、どういったものになっていますか。また、対象者についてもお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

ごみ処理手数料の減免の概要でございますけれども、ごみを減らす努力をしても減らせない事情を考慮しまして、燃やすごみ用の指定ごみ袋を無料で交付するものでございまして、ごみ有料化開始の平成17年度から開始してございます。

対象につきましては、乳幼児、そして小樽市介護用品助成事業により助成を受けている方及び小樽市地域生活支援事業規則により給付を受けている在宅の方となっております。

○高野委員

それでは、1人当たり配布している枚数やごみ袋の大きさについてお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

配布の種類と枚数でございますけれども、乳幼児の関係も一応申し上げます。乳幼児につきましては、新生児は届出時に20リットル200枚、ただし、転入された場合は2歳になるまでの期間に応じた枚数になってございます。

次に、小樽市介護用品助成事業により助成を受けている方と小樽市地域生活支援事業規則により給付を受けている在宅の方につきましては、どちらも同じなのですけれども、年間30リットル50枚と20リットル75枚。ただし、年度途中で対象となった場合には、その期間に応じた枚数となっております。

○高野委員

それでは、令和元年度の介護用品助成受給世帯と日常生活用具給付受給世帯の件数と枚数をお知らせください。

○（生活環境）管理課長

令和元年度の実績でございますけれども、介護用品助成事業により助成を受けている方につきましては1,255件、枚数で言いますと13万7,050枚、地域生活支援事業規則により助成を受けている在宅の方につきましては338件、枚数で4万575枚となっております。

○高野委員

昨年度からごみ袋の大きさが20リットルと30リットルに変わっていると思うのですが、その理由についてお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

以前は、30リットル100枚となっておりますけれども、30リットルでは満杯になって重たいということで、配布サイズの見直しを検討してはどうかという御意見が平成28年の決算特別委員会の議論でございまして、その後、29年には町内会からも同様のお話がありました。そういった中で29年に私どもが、ごみ袋の配布時にアンケート用紙を同封させていただいたのですけれども、1,168件の送付をしまして約3割である353人の回答をいただいております。

その回答の内容を申し上げますと、現在の30リットルのままでいいという方が半数近く45%、20リットルのほうがよいという方が約20%、違う容量の組合せがよいという、これは様々な組合せですけれども約34%、その他約1%の方は5リットル、10リットル、40リットルなど、そういった御意見もございました。このアンケートで30リットルのままでよいという回答が半数近くあったものの、次に御意見の多かった違う組合せがよいですとか20リットルがよいという御意見もあったことなどを総合的に判断しまして、令和元年度から30リットルと20リットルの混合としたものでございます。

○高野委員

アンケート結果に基づいて、令和元年度から混合になったというお話でした。

ごみ袋は、やはり20リットルがいい方にとっては30リットルではかなり大きくて、臭いの部分であったり部屋の場所を取ったりとか、また燃やすごみの日に持っていくのも本当に大変なのではないかとも考えるのですけれども、その点についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

先ほど申し上げましたとおり、30リットルでは大きいという御意見がアンケートをしたきっかけにはなったのですけれども、アンケートを取りまして、20リットルのほうがよいという方もいれば、30リットルのままでいいという方も半数近くいたという結果もありまして、様々な御事情の方がいらっしゃるのだということで、改めて分かったところでございます。

○高野委員

やはり小樽の地形的な問題もあると思うのです。坂が多くて道が狭いということで、特に冬の間は坂が滑りやすくなって、ごみ捨てに行くのも本当に滑って大変だという方もいらっしゃるのではないかと思います。だからこそやはりふれあい収集でも冬期間が件数が増えるといった、そういった地域特性もあるのではないかと思います。けれども、そのためごみ収集車が入れない道路も存在して、家からごみステーションまで遠いという方もいます。私自身も坂を下りて30メートル以上離れているごみステーションまで大きな袋を持っていくのが本当に大変だと感じることもありました。

現在、そのアンケートによって20リットルと30リットルを混合にしているということですが、現在その20リットルと30リットルを使っている方も30リットルで問題ないという方もいらっしゃると思うのですが、やはり介護度が変わることでごみの袋の大きさを変更したいという方もいらっしゃるのではないかと思います。その点について、市としてはどのように考えているのか。混合ではなくて、20リットルの方だと、選択できるそうしたことはできないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

先ほど少しお話ししました令和元年度の対象ですが、乳幼児の御家庭も含めると合計で1,737件ございまして、先ほども申し上げましたとおりアンケートでも様々な御意見がありましたので、状況も対象の方というのはかなり途中で変わるということもございまして、このようにいろいろなことを考えますと、かなりの組合せの希望が想定されまして、個別の御要望にお応えするのはなかなか難しい状況かというふうには思っております。

○高野委員

確かにそれぞれ難しいというお話もあったのですが、やはり乳幼児の場合ですと、どの子も同じぐらい使う量だったり、すごく変化があることは特別なことかと思うのですが、やはり介護度ごとや使用回数だったり、その人によってもまた違うのではないかと思います。他都市ではその選択ができるようになっていますし、今、組合せでやったばかりだということだったので、今後、混合組合せをやっている中で、選択ができるようにとか、そういったこともいろいろ検討していただきたいと思いますが、その点について最後お伺いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

配布種類を昨年度から混合に変更したばかりでございますので、一定期間様子を見ながら考えていきたいと思っております。

○高野委員

アンケートでも言われているように、やはり20リットル、30リットル混合組合せなど様々な要望もありますので、ぜひ一定期間試した中で再度改めて考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

◎平和事業について

次の質問に移りたいと思います。平和事業についてお伺いしたいと思います。

代表質問で平和事業について取り上げました。何点かお伺いしたいことがあるので質問します。

本市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。その背景には、やはり世界唯一の被爆国として核兵器をなくし、戦争で人々が苦しむようなことになってはいけないと、こうした表れの一つだったのでないかと私は思っているのですが、そこで今から75年前、北海道空襲があったと思うのですが、その中で小樽も入っていると思うのですが、小樽の空襲の時期、また何人の方が亡くなられたのか、その点を市として把握していればお聞かせください。

○（総務）総務課長

戦時中に、小樽の空襲があったときの話ですが、結論から申し上げますと、犠牲者が何人出たかという具

体的な数字を確認することができませんでした。小樽市史をひもときますと、「昭和20年7月14日、15日、16日の3日間初の来襲を受けた。小樽駅附近より海岸地帯を掃射、碇泊中の海防艦を爆沈、汽船にも損害を与え一方銭函方面では新宮商のベニヤ工場が目標となり民家も被害を受けた」という、被害を受けたときの描写といたしますか、そういう記述はあります。しかしながら、具体的にその犠牲者数などの数字を示したものは確認することができませんでした。

○高野委員

小樽空襲は小樽祭りが行われていた最中だということも、当時目の当たりにした方から聞いています。民間でも被害を受けたということもありまして、小樽の空襲のことに大変詳しい方にお伺いしても30人以上の方が亡くなられたということも聞いています。

小樽市内には、こうした戦時中に使っていた防空ごうが44か所確認されていまして、防空ごう以外には当時の戦争中に使っていた高射砲の台座が残っていると思うのですけれども、当時は四つ市内にもあったということなのですが、それは今も残っているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員の御指摘のとおり、市内に数か所高射砲台がございまして、手宮公園以外にも平磯公園にもあったというふうにお聞きしているところなのですが、小樽市総合博物館にお問合せしましたところ、現在、台座等が残っているのは手宮公園陸上競技場のみということでございます。

○高野委員

小樽空襲に詳しい方にお話も聞いたところ、小規模の機関砲というのは、水天宮や旧石山中学校などにもあったということも聞いているのですけれども、大規模なものが残っているのは、先ほど言っていた手宮公園の敷地内、陸上競技場の場所だと、高射砲が残っているのはそこだけだということを知っているのですが、その点については市で把握されているのかお伺いしたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

申し訳ございませんけれども、個別具体のものにつきましては、私ども一括で把握していないところでございます。

○高野委員

それでは、この陸上競技場の中にある高射砲の台座跡が残された経過についてお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

台座跡の石碑ということでございますけれども、私どもとしては台座跡を紹介するプレートとして取り扱っているところでございます。これは戦没者の慰霊と平和を祈念する目的で、民間の団体から熱心な働きかけがあったものでございまして、設置及び維持に係る経費については、設置者が負担するということなどを条件といたしまして、平成21年2月に許可をしているところでございます。

○高野委員

平和を願うことで残しているということだったと思います。当時の物が残っている、私は貴重な場所ではないかと思っているのですが、やはり市民の方にあまり知られていないのではないかという気がするのです。陸上競技場を長年使っている方にも少しお伺いしたのですけれども、あれは何だろうなと思っていたが、その当時、戦時中に使っていた物とは知らなかったということも聞いています。市として、手宮公園にこういったものがあるというお知らせなどはされてきたのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

手宮公園内にそういった記念碑ですとか、そういう歴史を次世代に伝えていくものについて周知はしてきておりませんでした。

○高野委員

周知はしていないということでした。

そもそも何でこういう質問を取り上げたかという、先日、市民の方から貴重な戦時中のものが残っていると、しかし何でこういうものが残っているかという、書かれた石碑の部分のところの文言、字がほとんど消えていて、何の石碑かさえも分からない状況だという話がありました。やはり戦争体験者がどんどん少なくなっている中で、当時の物をしっかり残して、消えている文字もしっかり分かるようにしてほしいという声もありまして、私も実際見に行ったのですけれども、ほとんど分からない状態でした。

なので、こうした唯一当時のものが残っているという場所ですし、この手宮公園の陸上競技場にあるということが、ふるさと学習の小樽の歴史にも掲載しているわけなのです。そのことを考えてもやはり私は残していかなければいけないし、団体からの寄附だということがありましたけれども、その団体にも働きかけていく必要もあるのではないかと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員おっしゃいましたとおり、維持につきましては設置者が行うものと指定許可した経緯がございます。設置者に対しましては、適切な管理方について聞いて働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひ、お願いしたいと思うのです。

先日数人の、この小樽空襲を体験した方にお話を伺いました。中には小樽市から発行された、自分のおじが亡くなったというお知らせの紙を肌身離さず持っている方もいらっしゃいました。おじの遺体もないのにこんな紙切れで本当におじが亡くなったなんて今でも信じられないと、認められないということも語っていました。戦争が終わって75年が経過しているけれども、皆さん本当にどんな方も鮮明に覚えていますし、苦しい思いもされています。平和の大事さを子供たちや若い人に伝えていくためにも、ぜひその団体にも働きかけてもいただきたいと思えますし、平和事業の市のホームページの中でも、こうした当時使っていたものなどを掲載する、こうしたことも私は必要なのではないかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

正直なところを申し上げますと、そういう台座や石碑などがあるということを平和事業を所管する総務としては、あまり認識がございませんでした。その高射砲の存在しているいわれですとか、あと石碑に何が書いてあるのかというの踏まえた上で、平和事業にどういうふうに生かしていったらいいのかを考える必要があるかというふうに思います。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎生活サポートセンター「たるさぼ」について

次に、たるさぼについてお伺いしたいと思います。

平成27年から生活サポートセンターとして制度がスタートしていると思うのですけれども、主にどういった制度をしているのか簡単に御説明をお願いします。

○（福祉）生活サポートセンター所長

たるさぼの相談につきましては、生活困窮者自立支援法に基づきまして、自立相談支援事業、それから休職されている方に対して支援する就労支援事業、それからすぐには仕事に就ける状況にない方、日常生活のリズムを整えたりですとかいろいろなコミュニケーションの訓練だったりとかを行う就労準備支援事業などを行っております。あと、離職等により家賃を支払うことができず、住居を失うおそれがある方に対して、家賃を支給する住居確保給付金支援事業も行っているところです。

○高野委員

それでは、たるさぼの相談件数、平成30年度から今年度にかけてどうなっていますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

直近3年間の新規相談件数についてお答えいたします。平成30年度253件、令和元年度227件、今年度につきましては11月末現在で323件となっております。

○高野委員

こうした件数がやはり200件を超えているということで、毎年新規の相談者も増えて、本年11月末現在の件数では300件にもなっているのですけれども、すぐに相談して解決できる方もいると思うのですが、すぐに解決できない場合もいらっしゃるのかと思うのです。こういった相談者が多い中でたるさぼの場所がなぜ移動することになったのか、その辺についてお聞かせください。

○（福祉）生活サポートセンター所長

このたびの組織改革の中で本庁に移転しまして、福祉総合相談室として開設することになりました。福祉総合相談室につきましては、現在のたるさぼを中心としまして、福祉に関する総合的な相談を受ける窓口として体制を取ることにしたものです。

○高野委員

やはり市民の中でもたるさぼという名前が大分浸透しているのではないかと思いますので、このように市役所に場所が移ることにもなっているのです。名前は残るのか、そして全国的にこのたるさぼというのは本当に珍しいというか、議会でも行政視察が多いときは月3回も入るくらい取り組んできていますので、きちんとたるさぼのネーミングはしっかり残して、相談される方に寄り添った体制になっていただければと思うのですけれども、その点について最後に伺いたいと思います。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、たるさぼの名称につきましては、福祉総合相談室として移転した後も引き続き使用する方向で検討したいと考えているところです。

あと相談者に対して寄り添った相談ができる窓口になってほしいということですが、現在もそういうように対応しているところですし、福祉総合相談室が開設された以降につきましても、さらに庁内の関係部署、庁外の関係部署とも連携を深めながら寄り添った相談を受けていけるように対応してまいりたいと考えております。

○高野委員

よろしく申し上げます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎福祉総合相談室について

まず、福祉総合相談室についてお伺いいたします。

福祉総合相談室ですけれども、今回グループ制になるということをお聞きいたしました。この職員配置について確認したいのですが、お願いいたします。

○（福祉）生活サポートセンター所長

福祉総合相談室の窓口となります自立支援グループには、現在のたるさぼへの職員配置と同じく、自立支援担当主幹1名と主任相談支援員となる主査1名、それから会計年度任用職員1名を配置するほか、委託としまして自立相談支援業務と就労支援業務、就労準備支援業務の委託する委託事業者で4名、合わせて7名で行う予定です。

○横尾委員

福祉総合相談室なので、グループがいくつかあると思うのですけれども、各グループにも主幹や主査などいるということでもよろしいのでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

福祉総合相談室内の他グループにおきましても、主幹、主査、係員という、それぞれ移管する元の体制を維持しながら配置する予定であります。

○横尾委員

いわゆる課長、係長もいるということで、客観的に見てあまり変わらないのではないかと思いますのですけれども、このグループ制ですが、導入することで横断的な対応や職員間での情報共有や連絡調整がスムーズに行われ、複合的な課題を抱える相談に対して柔軟な対応が可能になり、まさしく役所の縦割りというものが解消されるのであれば、全てグループに全てしたほうがいいのではないかというふうに単純に考えたのですけれども、このグループというのは本当にできるのかという部分が少しあります。

私のイメージだと、グループ制になることで、業務ごとやプロジェクトごとに上司が、頭になる方が変わって、業務量や業務内容によって関わる職員の人数をフレキシブルに変えていって、効率的な業務を進めていくことができる。このようなグループ制があってもいいかと思うのですけれども、こういったものは想定していないのでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

福祉総合相談室におきましては、自立支援グループをはじめとして複数のグループが配置される予定になっておりまして、それぞれのラインで生じる業務の中で起点となるグループの主幹から他のグループの職員への応援を求められる場面も想定しておりますので、委員がおっしゃるようなそういった業務の取り方をする場面は想定しているところです。

○横尾委員

それであればグループ制、ぜひというふうに思います。

自立支援相談窓口の関係ですけれども、相談経路と窓口をつくるのは分かるのですが、相談経路として今まで多分たるさぼで受けている仕事があるのでそれで例えていいのですが、例えば、たるさぼで本人が自ら連絡してきたりというパターンもあれば、また関係機関、関係者から紹介というようなものもあると思うのですけれども、小樽市の場合どのような相談経路があって、その割合というのはどのようなものかお聞かせください。

○（福祉）生活サポートセンター所長

たるさぼにおける相談につきましては、令和元年度の実績で申し上げますと、新規相談227件のうち御本人からの相談が90件で39.7%、御家族や知人からの相談が13件で5.7%、関係機関からの相談としまして市役所の他部署から54件23.8%、庁外の関係機関からの相談が70件30.8%となっております。

○横尾委員

今の数字を聞くと、窓口には本人が来るだけではなくて、やはり関係機関だとか関係者からつながるというのも重要な視点かと思えます。

それで、これらの関係機関で例えば、市役所の中の部署で何か所かあると思うのですけれども、具体的にどういったところから来ていて、一番多かったところはちなみにどこかというのが分かればお聞かせください。

○(福祉)生活サポートセンター所長

庁内の他部署からの相談、紹介につきましては、個別の件数は出しておりませんが、相談が来ている部署としましては、福祉部相談室、福祉部障害福祉課、医療保険部保険収納課、財政部納税課、それから水道局、こういった窓口から御紹介されて相談に来られる方が多くなっております。

○横尾委員

まさしく、今回、福祉保険部となるのですけれども、その連携、部が一つになることで連携も深まると考えてもよろしいのでしょうか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

委員のおっしゃるとおり、庁内の連携、特に現在の福祉部と医療保険部が一つになることで連携は深まっていくものと考えております。

○横尾委員

こういった自立相談支援機関の相談については、日々の生活に追われて大変な方がいますので、やはり待つという視点、窓口をつくるということは待つということですが、そうではなくて、やはりその支援を必要とする人に届くようなアウトリーチの視点というのがすごく大事なのかと思います。

この福祉総合相談窓口を開設することに伴って、こういった関係機関に周知する予定なのか分かれればお聞かせください。

○(福祉)生活サポートセンター所長

関係機関につきましては、これまでも様々な場面で連携しております地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、それから地域の民生・児童委員、ハローワーク、社会福祉協議会、医療機関、警察、そういった関係機関への周知を行っていく予定でおります。

○横尾委員

しっかりとこれを伝えて、しっかり受け入れるという体制も伝えていただきたいと思うのですけれども、最後にこの相談員、今想定していると思うのですがこの人数と、その相談員は結構なストレスといういろいろな問題をさばかなければならないので大変だと思うのです。その人たちが燃え尽きてしまわないように、相談員に対する支援も必要だと思うのですが、そういったことが分かれればお聞かせください。

○(福祉)生活サポートセンター所長

たるさばの業務につきましては、まさに相談、お伺いするということが主な業務になっておりますので、この相談員にかかる負担というのはお気遣いいただいたとおり大変大きなものであると考えております。体制としましては、主任相談支援員、それから自立相談支援の担当主幹、こういったものも配置しておりますので、業務について過重にならないような配慮をしながら相談員間の連携を取って対応してまいりたいと考えております。

○横尾委員

グループ制ということで、大きなくくりでのグループ制ですので、これがよい見本になるような体制でぜひ取り組んでいただきたいとお願いして、次の質問に移りたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症対応に係る道立学校と市立学校の違いについて

次に、新型コロナウイルス感染症対応に係る道立学校と市立学校の違いについてということで、12月10日の当委員会でも少し質問させていただいたのですけれども、まず組織改革の部分で質問をさせていただいた中で心配なのは、私がこの質問をするということで、保健所の方と市教委の方が来てくれました。この中で、保健所の方がいなくて、質問をその後市教委から聞いて、市立学校の対応を聞いたのですけれども、その後の話が少し聞けなかったという部分がありました。なぜ保健所の方は来なかったのか説明してください。

○（保健所）次長

大変申し訳ございません。質問の御確認をさせていただいたときに学校の部分ということでお聞きしていたものですから、教育委員会での対応ということで保健所で理解してしまいました。委員の意図と合わなかったということであると思いますので、おわびを申し上げたいと思います。

○横尾委員

しっかりお話もさせていただいて、そこは教育委員会で答えるという話でしたので、では教育委員会で聞きますということと言ったのですけれども、教育委員会で聞いたところ、私の疑問と思っているところ、問題と思っているところが解決する内容にならなかったのをお聞きしたかったなと思っていたのですが、その部分、私も少しそういったことが多いので、十分気をつけていただきたいなと思うのです。

まず一つお聞きしますけれども、代表質問でも聞きましたが、濃厚接触者の家族の経過観察期間と、あと不安がある場合の出席停止等の取扱いについてお伺いしたのですけれども、経過観察期間の部分で道立学校と市立の小学校で、学校の対応が違ったという部分のお話は聞かせていただきました。でも、不安がある場合の出席停止等の取扱いでは違いがあったということで私は聞いているのですけれども、そちらないということで確認をされている、含んでのお話でよろしかったのかお聞かせください。

○委員長

すみません、横尾委員もう少し説明してください。

○横尾委員

代表質問ではこの2点のお話で違いがあるということをお聞きをしました。市長から答弁をいただいたのは、そのようなことはありませんというお話いただきました。この2点について、経過観察期間の話だけのことを言っていたのかは私は分からないのです。その部分も確認した上で、不安による出席停止等の部分も含めての話なのか、あくまでも経過観察期間で道立学校との違いがないという話だったのか、その確認だったのですけれども、お願いします。

○委員長

先日、答弁されたのは教育委員会から。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

教育委員会からは先日もお答えさせていただきましたが、市内の小・中学校のことでお答えさせていただきます。濃厚接触者の判断は保健所でしていただいているのですけれども、濃厚接触者の判断に基づいて学校は出席停止にするかしないか、これは濃厚接触者になっただけではなくて、御家庭で今回のこのコロナ禍の状況で不安だということで休む際にも出席停止というような判断ができるのですが、それが当初6月の段階ということでお答えさせていただきましたけれども、その時点での道立学校と若干差異があり、現在は一緒だというような状況でございます。

○横尾委員

それは濃厚接触者の場合の経過観察期間のお話ということでよろしいのでしょうか。私は、学校に行くのに新型コロナウイルスの感染が拡大しているので不安があるといった場合の出席停止のお話もした上で、このお話をしているのですけれども、それに答弁していただいたのは差異という、差異というか道立学校と市立の学校の違いという部分で、経過観察期間によるもののお話だけをされていたのか、その辺の確認だったのですけれども。

○（教育）学校教育支援室長

保護者が不安で休むという部分につきましては、国から出されています新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにも、そのように出席停止扱いにするというようなものがございますので、道立学校の詳細については分かりませんが、全て同じ認識であるというふうに私たちは考えております。

○横尾委員

分かりました。

出席停止の扱いに書いてあったのが、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるというところなどを考慮してという話があるのですけれども、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域ということで、地域の感染状況についてはどこが把握されているものなのでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）主幹

小樽市におきます感染状況につきましては、小樽市保健所が把握しております。

○横尾委員

ということで、市教委だけではなくて道立学校などとも連携を取って、情報提供や相談をすることでこのような問題は解消されるのではないかとということで代表質問をさせていただいたのです。その見解をお示ししてくださいということをお話を聞いたのですけれども、この道立学校と連携というか、やり取りみたいなものというのはあるのでしょうか。

○（保健所）主幹

道立学校とのやり取りはなくはない状態です。また、具体的に感染状況についてというお問合せをいただくことはあまりないように記憶しているのですけれども、ただ実際に例えば道立高校、私立学校もございましたが、10月にはそこに在籍している学生が陽性となった事案が3校ほどございまして、その際にはそこでの拡大になっては困るので、速やかに学校と連絡を取って、またほとんど現地に入りまして、授業の状況ですとか、それから多く接するような生徒たちの場面がなかったかですとか、それから具体的に検査を進めていく上でどの範囲までにするのか、具体的なことについては学校と連携を細かに取らせていただいて、また学校側にも本当に大きな協力をいただきながら取り組んできたところでございます。

○横尾委員

言っていたのは、やはり道立の学校ですし、市との連携というのはなかなか見えない壁ではないですけれども、少し連絡がしづらいだとかということもあるのではないかとということで、やはり感染拡大を何とか抑えたいという保健所の立場であれば、そういった判断をするときに連絡を取っていただければ、そういった感染状況などを伝えますというような、そういった連携があればいいのかと思ったのですけれども、実際に道立の学校で地域の感染状況に鑑みて判断しなければならない場合に、連絡が来ればその感染状況を伝える、もちろんそういった体制であるということは変わりないですか、確認です。

○（保健所）主幹

委員のおっしゃるとおり、感染状況についてはその都度お伝えすることは可能でございます。

○横尾委員

先ほど紹介したような、やはり同じ地域に住んでいるのに家庭の中で、先ほどの経過観察期間はもちろん解消はされたという話なのですけれども、出席停止の判断が、例えば学校に不安だから休ませたいのですがといったときに、出席停止の扱いをされなかったという声が聞こえていたということでの御紹介だったのでしたけれども、そういうときに地域の感染状況をきちんと確認されていた上で、学校長が判断するという部分、そこに見えない障害があったり、かけづらかったりという部分で判断するのはやはりもったいないということがありました。そういった部分では、保健所として、そういった道立の学校などの様々な関係機関、本当に必要とするようなところが多分道立の学校だということで私は聞いたのですけれども、そういう機関に何かあればこういう窓口、こういった担当者、こういったところに声をかけていただいて、連携を取りたいというような案内はできないのでしょうか。

○（保健所）主幹

いろいろな学校もそうですけれども、いろいろな関係機関というのがありますので、個々に、全てにという、そ

ういった声かけというのはなかなか難しい面もあるのですが、ただ、感染状況につきましては、現在陽性者の方が発生しますと、日々公表させていただいているのですけれども、なかなかその都度、何名出ていて、あと御本人様の意向もあって情報をお出しできる部分、非公表にしたいという御意向があったりして、なかなか全て出し切れないのです。

ただ、例えば都度都度もちろんそうですけれども、少しまとめた形での感染者の増加がどれぐらいあるのかとか陽性率はどうなっているのだろうかとか、もう少しホームページなどで御覧いただく際に地域の状況がより分かりやすい情報の提供の在り方というのは、検討していかなければいけないかというふうには思っているところです。

○横尾委員

ホームページにも分かりやすい小樽市内の状況を出していただければ大変ありがたいと思うのですが、なかなか難しい面もあります。まずは相談があればきちんと対応しますというような視点があればいいかと思っていました。やはり、そういった部分で少しでも市民が心配しなくてもいいところで心配してしまうような原因をつくってしまうというのが一番よくないということもありますので、ぜひそういった視点も入れていただきたいと思えます。大変忙しいのも分かっていますし、伝えるだけでも全然違うと思えますので、ぜひそういった対応もお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎市民参画について

最後に、市民参画についてということで質問を変えます。市民参画についてということで、いわゆる市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参画することができるように市民参加のための仕組みが整備されていると思えます。

小樽市では市民参画の手法について、いわゆるいろいろなものがあると思うのですが、どのようなものがあるのか、いろいろな業務の中にされている、手法として検討されているのか、そういったものをお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

市民参加の手法につきましては、小樽市自治基本条例の中にまちづくりの基本原則ですとか、市民参加の推進の部分に規定はありますけれども、その手法については明記はされてございません。

実際に行われてる例としましては、何らかの計画等を策定する際に、策定する組織に一般公募として参加していただくことですか、アンケートを実施して答えていただくことですか、あとはワークショップやフォーラム、住民説明会の開催、そのほかパブリックコメントにつきましては、こちらは要綱を持ちまして運用をしている。こういうことが手法として用いられている状況でございます。

○横尾委員

様々あって、それを検討されて、必要性を検討しながら決めていっている。今回ホームページの質問もさせていただきますけれども、ホームページで例えば公表するようなことも、市民にそういった情報をお知らせするという部分では市民参画なのかと思っています。私も札幌市の資料を見ましたけれども、ホームページで市民に知らせることから、市民がそういったことに関心を持ってもらいたいというような内容での市民参画になるようなことも書いてあったりしました。そういった中で、この市民参画を、もし実行する場合、何のために実施しているのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

目的につきましては、行政運営を行う上で市民の皆さんに市政に関わっていただいて、御意見を反映するためでございます。

○横尾委員

例えば、その中に先ほども言った住民説明会というものもあるのですが、住民説明会の開催するときの目的、こういった種類のものがあるのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

説明会の開催目的につきましては、ケースを考えますと、まず一つ目としては実施予定が定まっている制度ですとか、計画を広く知っていただくというのがまず一つございます。あともう一つは計画などの素案の段階のものに対して、広く御意見をいただく、この二つがあらうかと考えております。

○横尾委員

そういった住民に広く制度の周知をするために開いて、じっくりお話をさせていただいて理解を深めていただく、または必要なもの、案をいただきたいというようなものがあつたときに意見交換をするような、そういった手法を検討されているということで確認させていただきました。

この市民参画、いろいろな、例えば意見交換などでもあると思うのですが、この市民参画の結果だけで計画の可否だとか、そういったものを決定するものなのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

参加の手法につきましては先ほど述べさせていただいており、様々な手法がある中で、もちろん皆さん様々な御意見があると思いますが、最終的な判断はいただいた御意見を十分に考慮しながら、行政の責任において行うことになるかと考えております。

○横尾委員

まちづくりに関する政策の立案だとか、そういったときに市民の意見が反映されるように努めますというような言葉もよく聞くのですが、この市民意見を反映させるというのはどういうことなのかお示してください。

○（総務）企画政策室布主幹

少し重ねての答弁になりますけれども、様々行政運営を行う上におきまして、市民の皆さんのいただいた意見を何とか行政に反映させるということだと考えております。

○横尾委員

様々意見を聞くときに、賛成・反対または違う案を出すだとか、いろいろな意見があつて、そのまま通すのではなくて、それを参考に市民の思いだとか、そういったものを聴きながら、それを踏まえた上で案をまとめていくという作業をするために市民参画というものをやっているのかと思いますけれども、例えば先ほど言った手法が多々あるのですが、それを選択する際にどのようなことを考えて検討して、その手法を選んでいるのかというのがもしあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

御意見をいただきたい市の、例えばつくっている計画ですとか、事業ですとか、そういった様々な種類もございまして、作業スパンも違う中で、画一的にこういった手法を用いなければいけないという基準は今のところ設けておりません。それぞれの担当で最も適している手法をそれぞれ選択していただいている状態です。

○横尾委員

今回、この議会にもいろいろな提案がされております。その中でいろいろな手法を取りながら市民の意見を入れながら、市民参画を促しながらやってきたのかと思うのですが、一つ気になるのが、やはりこれが各担当部署の考え次第で結構変わってしまったり、やるものが抜けてしまったりだとか、そういったことがあつてはならないと思うので、できれば、例えばこういう手法を取るときにはこういうもの、こういうものを検討するときにはこういうものを検討するのだよというものが小樽市として共通の内規やマニュアルではないのですが、そういったものがあつたほうが、本来やはり何でこういう意見に、こういう形になったのだ、こういう手法を取ったのだというときの説明が成り立って、市民の方にもより理解を深めていただけるのかと。こういう制度をやりたい、こういう制度を変える、こういったときにこういう手法とこういう手法を考えたのだけれども、結果今こういう変更の内容なのでこういう手法を取りましたというのがあれば納得いくのかと思うのです。そういった手法をきちんと

定めているところもあるのですが、市全体として例えばこういった制度変更、新しい制度の立案、市民の説明が必要な事項など様々あると思うのですが、それをある程度こういう目安というものを決めるのもいいのかなと思うのですが、それについて御見解をお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

御質問にありました市民参加、これにつきましては自治基本条例に規定をしているわけですが、自治基本条例も5年以上がたちまして、平成30年に行いました条例の見直しの検討の際にも条文の運用について様々御指摘をいただいているところでございますので、他市の状況なども調査しながら今後考えてまいりたいと考えております。

○横尾委員

やはり共通の認識を皆さんが持って、本当にだんだんと小樽市の職員の仕事も忙しくなっていますし、様々なニーズがあります。そういったものに全て対応する中で、そういった市民がどう参画するかという視点も大事になっていきますし、市民の方にいろいろと手伝ってもらわなければならないということもありますけれども、そういった共通の認識を持って市民の方により分かりやすく参加していただいて、市政に反映できる、意見を反映できるように取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時24分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○松岩委員

◎動画による情報発信の効果検証について

まず、項目の一つ目、これは一般質問からですが、動画による情報発信の効果検証について、引き続き伺いたいと思います。

北海道胆振東部地震に関連して、動画による情報発信がされましたが、その事業効果と数値目標をどのように見込み実施したのか、それから観光客数の推移を捉えて本事業の結果をどのように分析し、見解を持っているのかという質問をしましたが、その答弁をもう一度簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この事業につきましては、観光客の受入れに支障がないことをアピールし、風評被害を最小限に食い止めることを目的に、緊急対策として実施した小樽観光協会の補助事業であり、動画の再生回数等については具体的な数値目標を設けておりません。しかしながら、ユーチューブの総再生回数が1万6,000回を超え、さらにはSNSやインターネットを通じた情報発信との相乗効果もあり、平成30年11月以降の観光入込客数が前年並みに回復し、特に下期の外国人宿泊客数も対前年比114.6%と前年を上回ったことから、地震発生直後の観光入込客数の落ち込みと比べると一定の効果があったものと考えております。

○松岩委員

その事業費もお答えいただきたいと思います。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

本事業は、「小樽の元気」発信事業として250万円の補助金を小樽観光協会に交付したものでございまして、このうち決算報告におきましては風評被害対策、コンテンツ制作、いわゆる動画制作については73万6,025円であったという旨の報告を受けています。

○松岩委員

それから、観光入込客数の回復や外国人宿泊客数の増加から一定の効果があつたと市が考える、市というかこの事業の効果があつたと考える根拠や理由があればお示してください。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

観光入込客数の回復につきましては、動画に限らず多様な取組の成果と考えておりますが、9月中旬より動画事業に取り組んだ以降、外国人観光客も含め入込客数が9月では前年比72.5%だったものが10月で83.8%、11月で97.9%とほぼ前年並みに回復したことから一定の効果があつたものというふうに考えております。

○松岩委員

今のお話だけを聞くと、その動画の事業をやった直後と前との比較での違いがあつたから効果があつたというふうに聞こえるのですけれども、それは動画などこの事業をやったから効果があつたと言えるのか、それともやる前とやった後で効果が違ったということで意味が少し変わってくると思うのですが、そのあたりをどのように考えていますか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

動画の事業をやったからこの回復があつたというふうには、一概に言い切れない部分があります。いろいろな事業、事業といいますか取組、これをやった上で結果的に入込客数が前年並みに回復してきたというところを見て、その中には動画の事業も一定程度の効果があつたのではないかというふうな分析をしているところでございます。

○松岩委員

何でこれをしつこく聞いているかということはまた後々質問させていただきますけれども、まず、この事業は観光協会の補助事業ということですが、この効果や検証、分析というのは観光協会がやるのか、それとも補助をした本市がやるのか、どちらがやるのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

本事業につきましては補助事業ですので観光協会から実績報告を提出していただきます。実績報告を受けた上で、本市としてもこれを共有し、内容を確認しているというところでございます。

○松岩委員

本市では、効果の検証や分析というのはあくまでも観光協会から来たものを見て共有しているだけ、だけと言ったらあれですけれども、本市独自に効果の分析や検証は特にしていないのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

市独自としての分析ということではございません。

○松岩委員

それから、総再生回数が1万6,000回を超えたという、これは実際の数値ですけれども、これに対してどのような所感をお持ちですか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

動画をアップした総計の回数であり、これについて多い、少ないということについて申し上げられないのですが、SNS等でも共有しておりましたので、その拡散効果とも相まって、多くの皆様に御覧いただいたものと認識して

おります。

○松岩委員

それから、市では分析していないと言われてしまったので、少し質問の順番がおかしくなってしまうのですが、この動画事業に関しては、ユーチューブの場合はユーチューブ・アナリティクスと言いまして、要はどんな人が見たかとか、属性、国籍、性別、年代、時間、あと離脱率と言って、例えば10分の動画でしたら最初の2分は見たけれども、そこから見る人が急激に減っているとか、そういうのが多少調べれば簡単に分かるのですが、そういったことの分析はされていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成30年度のこの事業につきましては、あくまでも緊急対策的に発信することが大事ということで行った事業でありますので、性格上、ユーチューブ・アナリティクスを用いて分析するというものではございませんでした。しかしながら、それ以外の今行っている動画ですとか、観光協会から聞いた中では、そのユーチューブ・アナリティクスを参考にしていることもあるというふうに伺っております。

○松岩委員

観光協会はそれを参考にしてやっているけれども、本市としては本事業の分析をする必要がないと考えている理由が全く分からないのですが、なぜ必要ないのか、もしくはそれ以外の手法で何か客観的にこの分析や効果の検証などができる何かがあればお示しください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成30年度の動画発信事業ですけれども、この事業については風評被害を受けて観光客が激減している、そういう中で観光事業者も含めて、皆さんでこの現状を打破するために小樽が元気であるということを何とかその情報発信していかなければいけないというところが事業の目的・趣旨でありますので、そこで何回再生されるのか、何人来るのだということではなく、まず発信して見ていただく、ここが趣旨となっていたところから、改めて、その数値的な分析、一定程度必要なことかとは思いますが、この事業において行っているものではなかったということです。

○松岩委員

全く分かりません。それは予算をつけて実施するまでの間の話として緊急性が高いから具体的な数値目標を設けずに取りあえずやってみようということは、民間企業では別ですけれども、行政だったら要は、直接的に効果や利益に結びつかないことでも市全体として観光を盛り上げていこうという趣旨の中からやるというのは分かりません。ただ、それが終わった後に、効果の分析や検証をするというのは全く別の話だと思うのです。

これからも、もしかしら災害が起きるかもしれないし、まさに今災害ではないかもしれないけれども、新型コロナウイルス感染症でこういう動画もやっている中で、観光事業者を助けるとか、当初の目的にあったことをまた今後もやるのが想定されるわけで、それに対して何で効果の分析をしていないのか、変な話ユーチューブのアナリティクスはクリックしていけば分かることで、特別な能力だとか技術が必要なわけではないのに、それをなぜやらないと言ってしまえるのが分からないのですが、何か合理的な理由があればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この平成30年度の事業につきましてはこの分析を行っていないということでございまして、それ以外これからやっていく事業含めましても、観光協会では分析していくというふうにも聞いておりますので、分析していく必要があるというふうには認識しております。

○松岩委員

私に変なことを言っているのですか、何か答弁が変だと思うのですけれども、話が違おうと思うのですよね。終わった後に検証は誰でもできるし、それは必要だと思うのです。必要だと思うというのはおっしゃっている、だから

必要だという認識は共有できているけれども、やらないという理由がよく分からないのですが、何でやらないのですか。やる必要がないという理由をもう少し強くお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室長

やらないという理由があるということではなくて、今主幹が言っているのは、この平成30年の元気発信事業の動画事業に対して、結果としてこのアナリティクスという分析、その参照はしていなかったということでございます。

先ほど言ったように、ではまるっきりこういった動画の事業や分析など検証していないかということ、それ以外の動画とかはやっているの、今後も引き続き、そういった動画などをやる場合には、こういったアナリティクス分析というのはやる必要があるというふうに認識しておりますということで、結論から言えばこの平成30年度のときはやっていない。結果としてやっていないと、その理由はと言われても、特にこうこうだからやっていないということではなくて、結果としてこの30年度の動画については、ユーチューブのアナリティクスは確認していないということでございます。

○松岩委員

過去は分かっているのですよ、これからやるということはお考えにならないですか。

○（産業港湾）観光振興室長

先ほど主幹も答弁しましたが、今後はこういった動画事業をやった際、先ほど委員がいろいろおっしゃっていたどういった層が見ているだとか、いつ離脱するかということはこれを見れば分かるということですので、そういったことは参考にしながら事業の検証はする必要があるものと考えております。

○松岩委員

私も細かい専門的な知識を持ち合わせているわけではないので、この場で具体的に追及することができないのですけれども、インターネットで調べる限り簡単にできるようですし、必要であればコンサルタントみたいなそういう専門的に分析してくださる方もいらっしゃるの、それで効果があったかなかったかというのはしっかりと確認しないとけないのかと思います。ただ、質問も次もあるので、一旦この北海道胆振東部地震の件はここで終わります。

本題は、今年度の観光PR補助事業についてですけれども、これも一般質問で質問させていただきましたが、本事業を実施するに至った背景と目的を示した上で、当初の目標と現時点においては理想でも構いませんので、本市の考える最終的な目標について伺います。これについての答弁をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

コロナ禍にありましても、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本市の魅力を深掘りした情報を定期的にユーチューブで発信することにより、新たな小樽ファンの掘り起こしや小樽への再訪の意欲喚起を目的として実施しているものであります。目標については、当初から観光協会が行う観光PR動画事業ですとか、堺町通り商店街が行う動画事業のいずれにおきましても、定期的な更新を行うことにより動画再生回数ですとか、チャンネル登録者数を伸ばしていくこととしております。このことにより認知度が増し、主に国内客の訪問意欲の喚起につなげるとともに、多くの市民にも視聴していただくことで本市の新たな魅力に気づいていただきたいというふうに考えております。

○松岩委員

こちら事業費をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光PR動画制作事業費補助金、こちらは観光協会の補助金ですが410万円、堺町通り商店街の訪問意欲喚起事業の補助金につきましては550万円となっております。

○松岩委員

それから、答弁の中に出てくる言葉が引っかかったので2点お伺いしたいのですが、新たな小樽ファンとはどういう意味ですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この動画を通じまして、今まで来たことがない新たな客層といますか、そういう皆様方に小樽に来ていただきたくなるような訪問意欲の喚起、こういうものを求めているものでございます。

○松岩委員

同じく、本市への再訪意欲喚起というのはどういう意味ですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

こちらは再訪問、再訪意欲ということですので、今まで来たことがある方、また今来たくても来られないと、また来たいと思っても来られない人たちに動画で情報を発信していくということで、訪問意欲を喚起するということでございます。

○松岩委員

そうしたら今の2点からいうと、小樽のことを新たにファンになってもらう、また新たに来てもらえるようにということ、あとリピーターに対してのPRということだと思っておりますけれども、この事業、今実際に行われているところでして、それについてここで述べることはしませんが、この事業の成否の基準というのはどういうところでお考えか。例えば、観光入込客数が増えていないだとか、再生回数だとか、それ以外の数値など何か基準だとか、そういった考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光協会の観光PR動画につきましては、今までコロナ禍で活動機会も非常に少なくなったミスおたるを活用しまして、新たな地域の魅力を深掘りした店舗の情報、そういうものを発信することや、堺町通り商店街におきましては、青年部の皆様が発自的に取り組んで、自虐ポスターですとか、アイドルの動画ですとか、こういうものを通じて、バズるというのでしょうか、メディア等で多く取り上げられるということが起こっておりますので、非常に効果があるというふうに考えております。

○松岩委員

効果があるかないかではなくて、この事業がどういったことをもって成功とするか失敗とするか、それが例えば再生回数である数字から基準より上が1個でも上だったら成功と言われて、下だったら失敗というわけでもないと思うのですが、そういったある程度の基準値というのはあると思うのです。例えば動画の再生数があまりにも低かったら、これは成功とは言えないのではないかと思いますし、すごい再生数が伸びたとしたらそれは成功だとも言えるでしょうし、いろいろな基準や視点などがあると思うのですが、そこをどのように考えているか、考えていないかを伺いたかったです。

○（産業港湾）観光振興室長

数値以外の部分で言えば、今、主幹が答弁したように、観光協会の新たな情報発信の取組であるとか、堺町通り商店街があれだけ一生懸命頑張っているいろいろなメディアに取り上げられた、そういったところを我々としては評価しているということで考えております。

回数的な、数値的な部分でいきますと、先ほど委員がおっしゃったように何回超えたらいいのだとか、何人登録されたらいいのだというところは数値目標を立てていませんので、今ここで明確に申し上げることはできませんけれども、あるネットの批評といますか、論文みたいなコラムの中では、今そのユーチューブの再生回数が1,000回を超えるというのが大体10%ぐらいだというふうに言われています。我々は別に1,000回を目標として今事業をやったわけではないのですが、でもやはりその再生回数が1,000回というのは一つの目安にはなるのではないかと

いうふうには考えております。

堺町の動画にしても、小樽のよいとこめぐりにしても、最初のうちは本当に300回などすごく少なかった再生回数が、今はだんだん時間がたつことで1,000回超えているような状況も見受けられますので、我々としてはそういった部分を含めて評価しているというところで御理解いただければと思います。

○松岩委員

ここで一本取るような質問をしたくて言っているわけではないのですけれども、例えば、今おっしゃった1,000回という再生回数が上位10%という話があって、でもそれを全く知らない人からしたら1,000回という数が多いか少ないかというのは、これは個人の主観でしかないわけです。これが対外的にどうかは別としても、それが一つ対内的に1,000回という目標がもしあるのだったら、そこを勝ち取っていくために頑張るのというのが一つの数値的な目標になると思うのです。これが例えば100回とか200回しかずっといっていないのであれば、てこ入れをするために何かをしなければいけないだろうし、1,000回という目標数値に対して1万回とか10万回という数値があったら、これは事業として成功していると、再生回数だけに関して言えばそういうふうには言えると思います。

今後新型コロナウイルス感染症がどうなるかも分からないので、観光入込客数などの数値がどの程度意味があるのか、前年より少なくとも他都市との比較によって維持しているほうだと、小樽市はまだまだというふうには言えるかもしれないし、具体的な数値というのはやはり分母がないと分からないと思います。前年との比較だけだとしても、こういった状況があるからこれだったらまだいいほうだとか、悪いほうだとか、それが今回、総額960万円予算を出しているわけですね、1,000万円弱です。1,000万円弱投入した効果がしっかりとあるのかというところが分かりにくいと、ずっと私は言っているのですけれども、ユーチューブなどというのは、先ほどから言っているユーチューブ・アナリティクスで分析ができるので、総再生回数や時間などを見れば誰でも分析できるのですよ。ということは、今まで行政がやってきた様々な事業でいう効果の検証が一般の市民にはなかなか難しかったり、私でも分からないものがありますが、再生回数などというのは誰でも公開しているから見られるので、今何回だなど、そこをしっかりとまずは庁内や補助先との議論をしていないといけないうし、対外的にそれもアピールしておかないと、小樽市が一生懸命こういうのをやったけれども、再生回数が全く伸びていない、何だこれというようなことになってしまうわけですね。一生懸命、市なり市長が観光に対しての施策を打っていても、そのあたりをどのように捉えているかというところが聞きたかったのですが、御見解を伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

今やっている二つの事業について、今、委員がおっしゃった視点、アナリティクスの活用も含めて、その事業の効果については検証してまいりたいというふうには考えてございます。

○松岩委員

何か私の危機感が共有されていない気がするのですが、またこれは来年の決算特別委員会もありますし、少し見守っていきたいと思います。

それから、この予算の設定に関してですけれども、今回取り上げてきた観光PR事業もそうですし、胆振東部地震のときもそうですが、当初の段階で数値的な目標が一切ないのです。それには一応こうこう理由がありますということなのですけれども、その数値目標がない事業に対して、予算設定というのをどういうふうに行っているのでしょうか。見てもらうということが前提である以上は、少なくとも数値というのが一つ基準になると思います。その数値目標とか視聴対象というのが検討されていなかったり、目標としてなかった事業に対して、この予算を出すという理由や基準などが私には分からないのですが、どのようにお考えかお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今行っている二つの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の国の交付金を活用した事業でございますので、まず事業の要望、補助の要望をそれぞれの団体で練っていただいて、その要望、予算ですとか、そういう事

業計画を基に市に提出していただいて、その上で財政部長や市長などにも見ていただいて、総合的にその事業の目的等を判断していただいて、市として全体的に予算をつけてもらおうと、予算を計上していくというような流れになっているものでございます。

○松岩委員

それは予算の手法とか決定までのプロセスの話であって、本事業が例えば410万円だとか550万円という具体的な数値がついた経緯、それが例えば1,000万円の要求があってこの額になったのか、少なかったのが上がったのかとか、その辺の経緯が目的や効果がないと決められないと思うのですけれども、こういった経緯で決められたのかを伺います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

事業のその目的など、そういうものにつきましては、新型コロナウイルス感染症で影響を受けているというところを何とか、それを回避するというを目的にやるものなのですが、その事業費を、幾ら積算していくのかということにつきましては、各団体で見積りを取って、その上で事業の計画、予算をつくっていただいて出しているものというふうなことになります。

○松岩委員

ここでの議論では終わらないと思うので、第1回定例会以降に回して、最後の質問にします。

結論的に私が何が言いたいかというと、だから効果が見えるか分からない動画事業を辞めろということではなくて、効果があるかもしれないのだから、もっとやったほうがいいと私は思っていて、ただ、その効果が具体的に見えないのに、多額の予算を突っ込むという話にはならないと思うのです。これが例えば何億円の経済効果があった広告PR、広告宣伝効果があったとなれば、多額の予算をつけても誰も文句は言わないし、むしろ得しているわけです。でも、それが分からないでやるというのは議会とか市役所のやることとしておかしいと思うので、そこをしっかりと考えてほしいというのが言いたいことなのです。

本市では、観光以外にも様々な部署で広報活動というのは行われていると思うのです、動画だけではなくて、最近だとかこういったいろいろな分析とかもしながらやっていかなければいけないということで、部署ごとにそれをやるのは、職員の能力に限界があると私は思っています。例えば広報広聴課にしても限界があると思っています。なのでIT技術やマーケティング能力が必要なので、職員の育成や専門的な知識のある職員の登用だとかということもそうですし、あと動画を作成するのだったらそういうのを内製化するというのも一つ手かと思うのですけれども、そこについてのお考えを最後に聞いて終わりたいと思います。

○（総務）職員課長

専門的な知識のある職員登用などについてでございますけれども、国のデジタル庁創設の動きもあって、広報等も含めたIT技術について、専門的な知識のある職員の登用が今後一定程度必要となってくる可能性があると考えております。今後も国の状況を見ながら検討することを考えてまいりたいと思っています。

○市長

いろいろとこの間やり取りを聞かせていただきましたけれども、松岩委員の御質問だけではなくて、この議会全体を通して、まだ途中ですけれども、成果、効果の算定、そういったものが十分できていないというふうには思っております。今、人事の育成の話は育成の話でいいのですけれども、やはりこれからも、近いところでは、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金の交付もまた受けますが、近いところではこれからこういった事業を進めていきます。目標の設定の仕方もそうですけれども、効果をどこにおいて、どうなったかという可視化をできるようなことを改めてやはり市役所全体で、今は観光の話だけされておりましたが、観光だけではなくて、どの事業であっても、しっかり目標を立てて、どこを目標にやっていくのだと、その結果どうだったのだというところを議会の皆さんだけではなくて、市民の皆さんに十分見ていただけるような、理解いただけるような形で事業全体をそう

いう形で取り組んでいくということを庁内全体で改めて考え直したいというふうに思っております。今さらながらですけれども、そういった形で正していただきたいと思えます。

○松岩委員

今、市長から御答弁いただいたことを理解しましたので、積み残しの部分に関しては、今後の定例会で行いたいと思えます。

○須貝委員

◎危機管理対策について

それでは、私からはまず危機管理対策についてお話をさせていただきたいと思えます。

9月20日に御承知のように爆破予告がありました。私は今回これについてお聞きしようと思うのですけれども、これを教訓にして、危機管理体制ができたのかという心配があって、今回取り上げさせていただきたいと思えます。まず、9月20日の予告からですけれども、一連の経緯について時系列で説明してください。

○（総務）広報広聴課長

9月20日の爆破予告について、本市への予告メールの確認と総務部内での上司への報告までの経緯について、私から順を追って説明させていただきます。まず、9月20日日曜日でございますけれども、未明午前2時46分爆破等の攻撃予告と金品、この場合仮想通貨ビットコインの要求メールが届きました。それで、3日後の9月23日、これも未明午前1時43分要求した仮想通貨の振込みがないということで、市内小・中・高校・大学をプルトニウムを使用して攻撃。また、市役所を爆破する旨のメールが届いたところ。この間、9月19日土曜日から9月22日火曜日の4日間は本市の本庁の閉庁日に当たっておりまして、明けて9月23日水曜日、午前11時40分頃、広報広聴課職員が予告メールに気づいたということでもあります。8時50分の開庁といいますが、勤務開始から11時40分頃と、朝一番で確認ができなかった理由ですけれども、庁外との送受信に使用しているメールでありますオフィス365というメールシステムがたまたま不調を来しておりましたところによるものでございます。その後の11時40分確認後、すぐに私から総務部長及び総務部次長に報告、相談をしたところでございます。

○（総務）総務課長

広報広聴課から以上のような報告がありまして、報告を受けて、総務課総務係で庁舎内外を巡回しまして、不審物がないかの点検を行いました。それと同時に11時50分頃だったと思うのですが、総務部長を通じまして、市長、副市長へ報告をいたしました。そして、あわせてそれと同時に、この日は第3回定例会の最終日として、本会議が通常13時から始まるのですが、このような状況にあるということで、議会事務局に私が行きまして、本会議の開催について協議していただくようお願いいたしました。そして、昼頃ですけれども、教育委員会と爆破予告の中に、市内の小・中学校、高校、それから小樽商科大学というのがありましたので、それぞれ教育委員会ですとか、あるいは市内の高校、それから小樽商科大学に、爆破予告のメールがあった旨を連絡いたしました。

それで、12時30分が学校へプルトニウムを捨てるというような内容のメールだったのですが、その時間に到達いたしました。それと同じぐらいに、12時半頃なのですが、小樽警察署の警察官が市役所に来まして、市役所の正面の出入口付近で警戒に当たっていただきました。あわせて、総務係の職員も正面玄関に待機して、警戒に当たったところでございます。そして、13時30分、市役所に爆弾を積んだトラックを突っ込ませるという内容がメールにあったのですけれども、その時間になったのですが、12時30分についても、13時30分についても、いずれも何も起こらなかったということでございます。14時に何も起こらなかったため、警察官も帰りまして、総務課としても警戒は解除したところでございます。そして、翌日24日なのですが、一連の経過について庁内にお知らせメールを配信した後、市のホームページにも、この経過について掲載したところでございます。経過としては、以上でございます。

○須貝委員

結論から言うと、何もなかったのでよかった。しかし、途中の今の経過を聞いても、綱渡りであることは間違いないですよ。

私がここで問題にしたいのは、まず随分タイムラグがあったところなのです。20日の午前2時から気づいたのが23日の午前11時40分というところですけども、この4日間のタイムラグについては、どのように認識されていますか。

○（総務）広報広聴課長

委員の御指摘のとおり、閉庁日が連なったとはいえ、4日間というのは、非常に何かあったら大変だという意味では相当長い期間だと認識をしております。今後の取組については、改めて答弁があると思いますけれども。現在は土日祝日など閉庁日が連なる場合においては、たまたまですけども、新型コロナウイルスの感染者の公表の関係で登庁している場合も多いですので、毎日ではありませんが、都度メールを、それから迷惑メールという別のカテゴリもあるんですけども、両方のメールについて、チェックしているものでございます。

○須貝委員

今、休日の対応について、私も質問しようと思ったんですけども、お答えいただいたので結構です。メールのシステムの不調というのがありまして、御説明にありましたオフィス365の不調というようなお答えがありましたけれども、1回だけであれば、私はそれでいいのだらうと思ったのですが、つい先日もまた不調があったということで、このメールのシステムに対する御見解はいかがですか。

○（総務）情報システム課長

9月20日の爆破予告のときにも、委員おっしゃいましたように、確かにメールの不調がございました。それから、先日も少し不調がございました。メールの不調ということに関しては、いろいろな原因がございまして、先日の9月のときの不調の原因と、先週の不調の原因というのは全く違う原因でございます。小樽市側で例えば何か作業をして、それが基になったとか、そういうわけでもないものですから、例えば私どもマイクロソフトのメールを使っていますけれども、マイクロソフト側の事情だったり、あるいは小樽市で使っている機械のトラブルだったりということがいろいろとございますので、メール、ソフト、システム一つが絶対に悪いというわけではないのかと思っております。

○須貝委員

これを踏まえてですけども、それでは、どのようにこういった危機管理をしていくのかというお話を聞きたいと思えます。あつてはならないことではあるんですけども、こういう愉快犯的なものは多分、今後も想定されると思えます。今回のことを教訓に、どういう危機管理を考えられたのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今後につきましては、週末等に受信した組織メールの確認方法について、情報システム課等からもお話がありましたように、技術的な面や本市のセキュリティポリシーの面を含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。また、メールの確認後、認知後につきましては、庁内での周知方法や警察関係機関との連絡方法のほかに、不審物を発見した場合の対応なども検討していきたいと考えております。

○須貝委員

今、対応策をお聞きしましたがけれども、あれから3か月たっているのです。3か月たって、やはり今になって、これについて今後検討したいというのは、やはり危機管理としては少し遅いと思っております。

今回、明らかになったように、実はメールを受けた部署から始まって、総務課もそうですし、災害対策室もそうですし、いろいろなところに横断的に関わりますので、ぜひこれを機会にこういう問題が起きたときに、組織横断的にどうなるのか。コントローラーが誰にどうなるのか、ぜひそこまで決めていただきたいと思えます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎観光について

まず、観光についてお聞きしてまいります。

代表質問で、DMO候補法人への申請が年明けにも行われるという御答弁をいただきましたので、その点について幾つかお聞きしていきます。

DMOは御存じのとおり、観光客を誘致するための組織というか装置と申しますか、そういったものですが、候補法人になるために、申請に際しては、合意形成であるとか、プロモーションに関する事など、要件が設定されていることと認識しています。その中からお聞きしていくのですが、まずはK P Iの設定についてです。申請に際して、どのような項目をK P Iとして設定していて、そして指標とするものの数値については、どのようにされるのかということをお伺いします。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

K P Iの項目についてでございますけれども、現在DMO形成連絡会議の各部会の中で御検討いただいております。官公庁のガイドラインによりますと、K P Iの設定に関しましては、必須の4項目といったものがございます。具体的に申し上げますと、旅行消費額、延べ宿泊者数、来訪者満足度、最後にリピーター率の4項目といったものが必須項目でございます。数値設定につきましては、第2期小樽市総合戦略に令和6年度の到達目標値を設けまして、毎年度のK P Iの策定を現在御協議いただいているというところでございます。

また、必須項目以外の項目につきましては、外国人観光入込客数、あるいは観光案内所の利用者数等を数値目標として設定をしまして、現在御協議いただいているといったような状況でございます。

○高橋（龍）委員

必須項目のほかにも設定される項目を今御協議いただいているということですね。

次に、2点目ですけれども、収益の構造に関してお伺いをします。

この間、収益の柱として、着地型商品の企画を行うということで、何度か御答弁をいただきましたけれども、この点についての進捗はいかがでしょうか。

また加えて、短期、中長期、それぞれの収益に関して事業計画のようなものはつくられるのでしょうか。もし、そのあたりで既に固まっているものがあるとすれば、概略を御説明いただきたいと思うのですが、このあたりいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

ただいま委員がおっしゃったとおり、着地型商品の企画、そういった進捗についてでございますけれども、DMOの自律的、継続的な運営と、そういったものに向けた運営資金の確保といった部分に関しましては、着地型旅行商品の造成を含めて自主財源をどのようにつくっていくのかといった部分が必要であるというふうに考えております。ただ、造成に向けた財源といったものもございますので、今後も引き続き協議をしていきたいというふうに考えています。

事業計画につきましては、現在作成はしておりません。ただ、DMO形成連絡会議の中で、DMOに対する国の支援メニューとか、そういったものもございますので、そういったものも念頭におきながら事業計画の策定も含めて協議していきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

自主財源については、まだ今のところ具体にはなっていないということと、事業計画に関しては、やはり民間企業でも計画を立てていくというところで、DMOは行政も関わりながらも民間企業に非常に近い部分はあると思いますので、そういったところで、今後、戦略性を高めていくためにも考えていただきたいと思います。

候補法人に申請をして、なった後のステップとしてお聞きをしますが、現状の観光協会の体制をさらに強化していかなくてはいけないと考えますけれども、人員確保と体制についての展望をお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

DMOも絡めた観光協会の体制という御質問でございましたけれども、これまで令和元年度において、事務局の業務量が年々増加して厳しい状況になったことですか、2年度以降の業務の状況、御質問にあるとおり、DMOの登録を目指す、そういったことも含めて事務局体制の強化について、財政支援なども含めて図ってきたという経過がございます。

市としても、観光行政についての連携を強化しながら、これまでも進めておまして、一定の支援も行っておりますけれども、なかなか現在の財政状況においては、観光協会の人員を増員するとか、そういったものはなかなか厳しいものかというふうに思っておりますが、今後の観光協会、DMOの事務体制につきましては、協会の財務状況も鑑みながら検討していく必要があるものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

せっかくDMOになって、または計画ができてても人手が足りないというふうになってしまいますと、形骸化してしまうというか、やりたいこと、考えていることができなくなってしまうということにもつながってしまいますので、このあたりしっかりと人員確保に向けて財源等も入れていただきたいと、これはお願いをさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る補正予算と観光事業支援に関してですけれども、国の第三次補正予算による観光支援策というのは、まだもちろん金額等も決まっていませんから、具体には決められないものの、方向性に関しては考えていかなくてはいけないと思います。例えば、新型コロナウイルス感染症対策と観光振興の両立と考えますと、代表質問でも申し上げましたけれども、連泊、あるいは長期滞在を見込んだキャンペーンが効果的ではないかと考えています。

ワーケーションの推進というのも一つではありますが、誘客の人数が少ない中でも先ほどDMOのKPIの必須項目にもなっているということで、企業誘致の側面なしでも連泊によって、延べ宿泊数であるとか、または売上げを確保できるという策ではないかと思うのですが、このあたりに関して、御見解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

現在、感染対策をしっかり行った上で、誘客を図っていくという宿泊施設誘客促進事業費補助金という事業をさせていただいております。これは「もっと泊マル、オタル。」というキャンペーンで実施させていただいているものなのですが、この中では、1人について5連泊まで半額までの割引等を可能としている制度設計になっています。

今後の観光戦略におきましても、滞在型観光の推進、時間消費型観光、こういうものを推進していくことで、観光消費の拡大を目指すこととしておりますので、その実現に向けた施策としまして、いただいた意見も参考にしながら観光協会をはじめ、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ御検討いただければと思います。新型コロナウイルス感染症云々に限らずですけれども、ここから先の観光

の戦略として、長期滞在という部分に重きをおく施策が必要だと私は考えています。

滞在が長くなるということは、地元の方々と触れ合う機会も増えてきますし、そうすることによって、リピーターになる確率が上がって、視点を広くしたときには、人口減の穴を埋めてくれる要素の一つにもなると考えています。移住に結びつくとか、そういったケースもあると思いますので、ぜひ制度設計を行っていただきたいと要望をいたします。

◎組織改革に伴った執務室の移転について

次に、組織改革に伴った執務室の移転に関して、お聞きしたいと思います。今定例会に上程中の議案第8号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案が可決されますと、来年度に向けて執務室の移動が行われていくことになると思います。事務機や人員の移動のほか、改修など費用を要する大規模な移転という作業も出てくると思いますけれども、それに関して、今年度内にまず移転の費用がかかるのかどうか、ここをお聞かせください。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

今年度内の移転に係る費用についてでございますけれども、それにつきましては、教育委員会が移転する旧商業高校の改築費用がございます。

○高橋（龍）委員

旧商業高校の部分が本年度かかってくるということですが、そのほかは来年度の当初予算に費用が計上されると認識しています。令和3年度当初予算の規模的にはどの程度必要と考えられるのか、お伺いします。

○（財政）財政課長

新年度予算編成につきましては、現在予算編成作業中でありまして、具体的な規模の部分についてはお示しすることはできませんが、先ほど旧商業高校の部分で今年度かかっている費用があるのですけれども、これにつきましては、債務負担で令和3年度のところについても一定程度の金額がかかると思っております。

そのほか、組織改革に伴う移転等の費用につきましては、まずは移転先の改修費用というのがかかってきます。一般的には例えば壁を撤去したりとか、新たに造作したりとか、そのほかにも床の部分を場合によっては養生することもありますし、そのほかにもその執務スペースによって、照明などの電気機械関係の費用が一定程度かかってきます。このあたりの費用というのが、その施設の面積や改修内容などにもよるのですけれども、おおむねやはり数千万円単位でかかってくるのが考えられます。こちらが改修部分の費用になります。

そのほかについては、移転の費用として、庁内であれば、それぞれ職員などで対応しますので、費用は大きくはかからないのですけれども、庁外という形になりますと、やはり大型の車両等を手配する関係などもございますので、こちらについても移転費用として一定程度費用がかかるものというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では次に、執務室の移動の時期についてお伺いするのですけれども、全て一斉にという話ではないと思いますが、移転はいつから始まって、いつまで期間を要すると予定されていますか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

執務室の移転・移動についてですけれども、令和3年度につきましては、4月から6月上旬までを予定しております。少し細かく言いますと、4月中には庁外にある農政課、水産課が庁舎内に戻ってくる。それと、一部本庁内にある子育ての関係が保健所に移転することを想定しております。5月初めに、現在の教育委員会が旧商業高校へ移転。ここから玉突きの移転を想定してございまして、教育委員会が出た後に、別館5階の建設部。建設部が出た後に別館4階の子育て支援室を中心とするこども未来部と別館2階の財政課、契約管財課が移動する。そして、別館4階の空いたところに別館5階の生活安全課が入る。そして、財政課、契約管財課の後に、本館1階の介護保険課。そして最後になりますけれども、本館1階の介護保険課の後に生活サポートセンターが外部から入ってくるということで、今想定している中では、最後が6月の第1週ということで、4月から6月の頭までの期間での移転を想定

しております。

また、令和4年につきましては、こども発達支援センターが現在の教育委員会庁舎から旧商業高校へ、5月上旬を想定しております。そしてその後、塩谷にあります建設部の建設事業室がこども発達支援センターの空いたところに入ることになっております。

○高橋（龍）委員

主に来年度に関しては、4月から6月にかけて行われるということで、補足として伺いますけれども、その間移転の作業等で窓口業務をはじめとして、業務に遅延が起こらないのかという懸念はありますが、ここに関してはいかがでしょうか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

窓口業務をはじめとする業務の遅延の懸念についてですけれども、基本的に移転につきましては、土日を想定しております。

また、庁舎内であれば、金曜日の業務終了後からということもありますので、月曜日の朝にはきちんと移転が終わっているという状況にすることにしておりますので、窓口等をはじめとする業務には影響のないというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

次に、令和3年度から4年度にかけて順次移動していくということで理解をしたのですが、二つ目に聞いた質問の中で、庁外に及ぶものは特に大きな費用がかかるというふうにお答えをいただきました。大きな費用がかかると見込まれるものとしては具体的に何が挙げられますか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

大きな費用が見込まれるものということでございますけれども、先ほど財政課長から答弁がございました。主に改修・改築費用が比較的大きな費用がかかるというふうになるかと思えます。それでいきますと、現在の教育委員会庁舎と旧商業高校、こちらの建物の改築・改修には比較的大きな費用が見込まれるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

現在の財政を考えると、多額の費用になるのかと考えますが、予算をスリム化することも検討されているとは思いますが、実際に費用縮減のためにはどのようなことができますか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

予算費用の縮減でありますけれども、今答弁いたしましたように建物の改築・改修で費用が大きく見込まれるということですので、各原課には必要最小限の改築・改修ということで話はさせていただいております。

また、先ほど財政課長からもありましたけれども、執務室の移転につきましては、本庁舎と外部、そういったトラック等が必要な場合については、業者をお願いすることになりますが、庁舎内の移転については、職員が行うということで、その辺でも費用の縮減を図っていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

職員の方も行って借り出されることになるということで、業者をお願いするのと、職員の方が行うのとで、費用的にはどうなのかということですが、閉庁時に行うとすれば、残業であるとか、休日出勤など時間外の手当というのは必要なかと思いますが、この点についての御見解をお願いします。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

費用の件でございますけれども、今、委員が言われたように、当然土日に行うということで、職員には出勤をしていただき面倒をかけます。それと、時間外勤務手当もかかってきます。ただ、庁内の移動の規模からいきますと、業者に委託というよりは職員でやると。業者に委託したとしても、職員も必要最低限といいますか、それぞれの机ですとか、ロッカーですとか、そういったことでの確認等もありますので、庁内の移転に関しては職員で行うこと

が効率的でもあるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

できるだけ市の財政への影響を少なくしていただくように工夫を凝らしていただければと申し上げて、私の質問を終わります。

○中村（誠吾）委員

◎王子エフテックス株式会社江別工場について

私からは、懸案事項である王子エフテックス株式会社江別工場操業停止に関連してお聞きします。

まず、経済における企業の動向や活動内容が地元経済にどれほど影響があるか、どれほど大変になるか、これらの視点、観点から質問をさせていただきたいのですが、皆さん御存じのとおり、先に釧路市において、日本製紙株式会社が釧路市の釧路工場での製紙業から来年8月に撤退することを発表しました。釧路に行くとうごいすよね。あそこ大きいところ。それで、報道によると、市も認めていると言っているのですが、釧路市ではその影響は84億円とも報道されています。これは、実は釧路市に申し訳ないのだけれども大変だな、でも、よそのまちの話、いわゆる対岸の火事のように感じていたところもあったのです。ところが、同じ製紙業の話ですけれども、数日前に王子エフテックス株式会社江別工場、正式にはこういうそうです。いわゆる王子の江別工場です。行かれた方もいらっしゃると思います。ブロックレンが積んでいたりとかする、大きいです。1年後の来年12月にパルプの製造を停止することを新聞で知りました。実際には、11月30日に発表があったと聞いています。

それで質問ですけれども、小樽市経済への影響をどう考えていますか。そして、このニュースをいつ確認しましたか。

○（総務）企画政策室高山主幹

小樽市経済への影響の範囲はまだ把握できておりませんが、パルプ製造の停止のニュースを受けまして、石狩湾新港に入港しているチップ船に関わりまして、何らかの影響があるのではないかと考えたところです。

なお、このニュースを確認したのは、11月28日土曜日の報道で承知したところでございます。

○中村（誠吾）委員

11月27日の日本経済新聞です。それで、今12月に入って、もう中旬なのです。産業港湾部も新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みで大変とは思いますが、現在、パルプ製造停止が小樽市の経済に与える影響をどのように感じていますか。

○（総務）企画政策室高山主幹

現在における影響をどう感じているかということですが、先ほどもお話ししましたとおり、まだ全容を把握できてございませんので、チップ船に関する事で申し上げますと、荷役作業の一部に小樽の一部の業者が関わっていると聞いておりますので、その部分では少なからず影響があるのではないかとこのように感じております。

○中村（誠吾）委員

そうですね。製造を停止するパルプは、木の木っ端、木材チップが原料になるもので、木材チップは御存じのとおり、外国から石狩湾新港を経由して江別の工場に運ばれているわけです。チップだからって何でもいいわけではないのです。こういう紙のものがロシアのどこ、こういう紙をつくりたいものはカナダのどこ、非常に細かいものなのです。あそこに80万トン以上備蓄しているのですから。見たことはあると思いますけれども。

この海外から来る大量のチップは小樽市銭函5丁目にある岸壁に接岸して、そして小樽の企業が木材チップを船からおろして、後ろのヤードにためているのです。ベルトコンベヤーずっと。もちろんこのヤードも小樽市内です。

そして、船に関しては、いろいろな手続が必要で、小樽の企業が行っているのです。代理店業務、貿易、検疫、いろいろなことです。

ここで聞きたいのですけれども、このようなものの流れ、経済活動、現地の動きを産業港湾部として、どこまで理解していましたか。

○（産業港湾）港湾振興課長

産業港湾部としてどこまで理解していたかというところでございますが、私ども港湾室といたしましても、日頃から市内港湾事業者に影響のある貨物の動向については、関係事業者にはヒアリング等を行い、情報把握に努めているところでありまして、今回中村誠吾委員のおっしゃるとおり、木材チップ業務について、市内事業者が一部行っているということは、私どもも認識しておりました。今回の王子エフテックス株式会社江別工場のパルプ製造設備の停止についても、発表後、関係する事業者の方にヒアリングなどを行わせていただいているところでございます。

○中村（誠吾）委員

私、この間も石狩市と石狩湾新港ですか。石狩市と比較して、企業との協定の数などを質問してきた経過があります。石狩湾新港にある企業からの情報収集の大事さを委員会の中でも話をさせてもらってきたつもりなのですが、小樽市として企業の情報収集に関わり、石狩湾新港地域での考えをもう一度聞かせてください。

○（産業港湾）由井主幹

これまでも石狩湾新港地域で操業している企業に対しては、企業訪問を通して企業に関する情報や業界の動向などの情報を収集しているほか、石狩開発株式会社をはじめとした関係機関や関係団体が主催する会議や会合などに出席するなどして、石狩湾新港地域における企業の動向について、情報収集を行っております。

また、これから立地を検討している企業に対しても立地環境や優遇制度を周知する際に情報収集を行っております。

○中村（誠吾）委員

迫市長になられてから、支援者であるとか、いろいろなポートセールスも含めて、直接顔を合わせて情報収集されてきていることを聞いており、大変御苦労なことだと思いますし、お願いしていきたいと思っています。どうも小樽市は一時期の停滞があったのもあるのだけれども、隣接する自治体との情報交換が私は少ないと思うことがあります。今回の話は江別市ではありますが、札幌市や石狩市、そして余市町、赤井川村との情報交換が少ないのかと思っています。

それで、最後の質問ですけれども、私はやっていないとは言いませんが、ぜひ市長にお願いしたいのは北後志のリーダー、兄としてのことも含めて、小樽市から声がけをするぐらいの勢い、思いで進めていってほしいと思うのですけれども。

○総務部長

これまでも市に関する、市というよりも国などへの要望、後志総合開発期成会など、そういうような形で皆さんと一体的に取り組んできているところです。それ以外の案件につきましては、広域連携の取組として、今私ども、札幌市や石狩市などが入っているさっぽろ連携中枢都市圏や、前々からありました北しりべし定住自立圏という枠組みがございますので、そういう枠組みの中で情報交換をしながら個別、あとは緊急的に出てきた内容について、情報交換をしていくような形が必要かというふうに思っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

今回のパルプ製造停止による、今の段階での小樽市の影響を聞きました。そして、年明けてからいろいろと状況が変わるかもしれませんので、次回の議会で聞けることを期待してというよりも、聞かなければならないこともやはり出てまいりますので、この第4回定例会では、そういう問題があるのだというお話をまずさせていただいて、立憲・市民連合の質問は終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党は議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算について、ふれあいパス事業費の債務負担で令和3年4月実施予定のバス利用者に関わる制度変更に合わせて、2月にバス事業者と協定締結するための負担金であり、反対します。

ふれあいパス事業の改悪の要点は、第1に、これまで追加で購入してきたふれあい回数券を来年4月から1人当たり年間12冊までに利用制限するものです。市長は70歳以上全員を対象にした高齢者の生きがいきづくり、健康づくりのための外出支援においては、12冊で目的は達成される。全ての移動を保障するものではない。通院は制度趣旨の対象外であると述べています。

第2に、均一料金区間外の料金はかつて北海道中央バス株式会社が負担し、昨年度から市が負担しておりました。それを利用者に負担させるものです。

第3の改悪は、制度の目的である「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出」にそぐわないものです。ふれあいパス事業は20年以上の市民運動を経てつくられた市民の宝であります。代表質問に対する市長答弁は平成26年に利用状況、28年に利用頻度実態を調査し、29年には杜のつどいや老人クラブ連合会と懇談会を行い、意見聴取を行ってきた結果に基づき、判断したと答えています。しかし、改悪について知らない老人クラブ会長もおりました。広く市民に周知されているとは言えません。

また、市長は我が党の代表質問に対する答弁で、令和元年7月から厚生常任委員会を中心に勉強会を5回開催しており、改めて利用者からの意見を聞く考えはないと述べています。勉強会を開催したことで、承諾を得たと捉えたとすれば大きな間違いです。議員の勉強会は物事を決めていく機関ではありません。特に制度の改正、見直しに当たっては、議会の中で十分議論し、時間をかけて市民に周知することが必要です。厚生常任委員会の勉強会を5回開催したことで、周知されているかのように捉えられるならば、私は厚生常任委員会の長として、誠に許し難いことです。

2月にバス事業者と協定締結するために、今定例会で決定することは拙速で乱暴なやり方です。コロナ禍の中、ふれあいパスの現行維持を求める陳情の署名が短期間で取り組まれ、12月9日現在で6,532筆が寄せられています。市民から、これだけの反対の声があることを謙虚に受け止めて、制度の見直しを強行することは撤回すべきであります。

以上、討論とします。なお、詳しくは本会議で申し述べたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも中村吉宏副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。